

(介 62) (FAX 送信 A4・3 枚)

平成 23 年 9 月 30 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

三 上 裕 司

「平成 23 年台風 15 号」および「平成 23 年鹿児島県奄美地方における豪雨」
により被災した要介護高齢者等への対応について

今般厚生労働省より、台風 15 号の被害があった青森県、奄美地方における豪雨による被害があった鹿児島県の各県に対し、被災した要介護高齢者等への対応について、事務連絡が発出されました。

今回被害のあった青森県、鹿児島県については、

- ①居宅サービスについて、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けることが可能。
- ②介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護および通所リハビリテーションについては、定員超過利用が認められており、その際介護報酬の減算は行われぬ。
- ③被災のため、居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、市町村の判断により利用者負担の減免とともに保険料の減免またはその徴収を猶予することも可能。（市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなる。）

とされております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「平成 23 年台風 15 号」により被災した要介護高齢者等への対応について
(平 23.9.26 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)
- ・「平成 23 年鹿児島県奄美地方における豪雨」により被災した要介護高齢者等への対応について
(平 23.9.27 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年9月26日

青森県 健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

「平成23年台風15号」により被災した要介護高齢者等への対応について

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象としますので対応をお願い致します。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、災害等に伴い職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。
- 4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。
また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。
なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

事 務 連 絡
平成23年9月27日

鹿児島県 保健福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

「平成23年鹿児島県奄美地方における豪雨」により被災した
要介護高齢者等への対応について

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。
- 4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。
また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。
なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。